

鳴沢村新庁舎建設基本・実施設計業務プロポーザル 技術提案書作成要領

1. 趣旨

本作成要領は、鳴沢村新庁舎建設基本・実施設計業務（以下、本業務）に向けて、本設計業務に最も適した設計者を適正かつ公平に選定するために技術提案書に係る基本的事項を定めたものである。

2. 提出資料

別添資料により、次の書類等を提出すること。

(1) 「技術提案書（様式8）」を表紙として添付すること。

(2) 技術提案書（任意書式、A3版4枚（両面使用不可）以内）を提出すること。

鳴沢村庁舎の建設にあたり、利用者の視点に立ち、防災拠点の役割を果たすとともに機能性・柔軟性・経済性に優れ、併せて景観・環境に配慮した庁舎を提案する。

ア) 提案する内容

- ・業務の実施方針について 【実施要領 [表 6-1] 審査項目 1】
- ・敷地利用および敷地の配置計画の考え方について 【実施要領 [表 6-1] 審査項目 2】
- ・庁舎に必要とされる機能性・柔軟性について 【実施要領 [表 6-1] 審査項目 3】
- ・地震等の災害に対する防災・安全性について 【実施要領 [表 6-1] 審査項目 4】
- ・環境対策・景観への配慮について 【実施要領 [表 6-1] 審査項目 5】
- ・コスト縮減に有効な建築計画について 【実施要領 [表 6-1] 審査項目 6】

イ) 説明文に使用する文字は10.5ポイント以上とし、イメージ図等に挿入する文字は6ポイント以上とする。

ウ) 文章を補完するイメージ図や写真等はカラー表現としてもよい。

エ) 視覚的表現については、文章を補完するための必要最小限のイメージ図、イラスト、写真等は使用してよい。

オ) 具体的な設計図、模型（模型写真を含む）、透視図（コンピュータグラフィックスを含む）等を使用しないこと。

カ) 見積書は任意書式とする。（内訳書を含む）

(3) その他留意事項

ア) 技術提案書はA3版横向きとする。

イ) 技術提案書は無記名とする。

3. 質問書受付及び回答

(1) 質問書受付及び回答

質問期間 令和7年7月25日（金）から令和7年8月1日（金）午後5時まで

回答日 令和7年8月8日（金）までに回答

その他 技術提案書に関する質問はE-mailのみで受け付ける。

E-mail : soumu@vill.narusawa.lg.jp

E-mail の件名については「鳴沢村新庁舎建設基本・実施設計業務プロポーザル質問書の提出について」とする。

書式は、別紙「質問書（様式2）」を使用すること。

質問の回答は、鳴沢村ホームページにて閲覧に供する。閲覧期間は、技術提案書の提出期限までとする。

4. 現地見学会の実施

(1) 現地見学会の実施

日 時 第一次審査結果と合わせて通知する。

会 場 鳴沢村新庁舎建設予定地

その他 事前の申し込みは不要とし、参加者は受付で名刺を提出すること。

5. 技術提案書の提出

(1) 技術提案書の提出は次による。

提出期間 令和7年8月1日（金）から令和7年8月22日（金）午後5時まで

提出場所 鳴沢村総務課

提出方法 持参又は郵便（書留）及び宅配便（提出期限必着）

提出部数 13部（表紙添付の技術提案書は1部、その他12部は技術提案書のみ）すべてクリップ留め

※（併せて、CD-RによるPDFデータも提出すること）

(2) 次の条件の一に該当する場合は失格となることがある。

ア) 本作成要領及び別添様式に示した条件に適合しないもの。

イ) 非合法で作為的な手法にて、提案の主旨を明らかに混乱させたことが判明した場合。

ウ) 虚偽の内容が記載されているもの。

(3) 要求した内容以外の書類及び図面等については受理しない。

6. プレゼンテーション及びヒアリング

(1) 技術提案書等の内容を具体的に確認するため、次によりプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

開催場所 鳴沢村役場 2階 議員控室（予定）

開催日時 令和7年9月3日（水）

詳細については、第二次審査の参加者に別途通知する。

プレゼンテーション及びヒアリング

1者あたり説明20分、質疑応答15分の計35分程度（予定）

7. 評価・選定基準

実施要領10および実施要領13による。

8. 最も評価の高い参加者の選定方法

- (1) 第一次審査と第二次審査において、鳴沢村が設定した基準により審査し、最も評価の高い参加者を委託候補者として選定する。
- (2) 審査経過については、公表しない。
- (3) 審査結果については、異議申し立てをすることができない。

9. 審査結果の通知

- (1) 審査の結果については、第二次審査の参加者に文章で通知する。
第二次審査結果の通知 令和7年9月10日(水)
- (2) 委託候補者については、鳴沢村ホームページにて公表する。

10. 本業務の委託方法

- (1) 鳴沢村と最も評価の高い参加者が、業務委託の随意契約を締結する。
- (2) 業務委託費は、最も評価の高い参加者が提示した見積金額を基本とし、別途算定根拠を附した見積書の提出を求め、予算の範囲内で決定する。

11. その他事項

「鳴沢村新庁舎建設基本・実施設計業務プロポーザル実施要項」を参照とする。